

証券コード 5834
(発送日)2025年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月29日

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目6番1号
SBIリーシングサービス株式会社
代表取締役会長兼社長 佐藤 公平

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報
(電子提供措置事項)については、後記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載
しておりますので、アクセスいただき、ご確認くださいようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、いずれかの方法で議決権の行使をお願い申しあげます。各議案の内容は、後記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載の株主総会参考書類のとおりでございますので、同書類をご検討くださいますようお願い申しあげます。2025年6月24日(火曜日)午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日時 2025年6月25日(水曜日)午前10時
2. 場所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第8期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |

4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

項目番号	ウェブサイト名及びURL	アクセス方法
1	当社ウェブサイト https://www.sbils.co.jp/	左記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式基本情報」「株主総会」「第8期定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。
2	株主総会資料 掲載ウェブサイト https://d.sokai.jp/5834/teiji/	左記ウェブサイトアクセスいただき、ご確認ください。
3	上場会社情報サービス（東京証券取引所） https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	左記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「SBIリーディングサービス」又は「コード」に当社証券コード「5834」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。
4	株主総会ポータル [®] （三井住友信託銀行） https://www.soukai-portal.net	本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードをご入力ください。

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。

閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください。

5. 招集にあたっての決定事項

(1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- (2) インターネットによる方法と議決権行使書により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。
- (3) インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。
- (4) 議決権行使書による方法で各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- (5) 議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記「４．電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ以下の内容をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使の方法について

以下のいずれかの方法でインターネットによる議決権行使が可能です。

(1) スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります（ID・PWの入力は不要です）。
- ② 株主総会ポータルサイト上部の「議決権行使へ」ボタンから、議決権行使画面を開きます。
- ③ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

(2) PC等による議決権行使方法

- ① 株主総会ポータルサイト（<https://www.soukai-portal.net>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力ください。
- ② 株主総会ポータルサイト上部の「議決権行使へ」ボタンから、議決権行使画面を開きます。
- ③ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

なお、議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただくことによっても議決権行使が可能です。

2. 議決権行使の取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2025年6月24日（火曜日）午後5時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとし、また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いいたします。
- (3) 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」（ただし議決権行使ウェブサイトへアクセスするパスワードを株主様ご自身で変更されている場合は変更後のパスワード）をご入力いただく必要があります。

3. パスワード及び議決権行使コード・株主総会ポータルログインIDの取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」は、本株主総会に限り有効です。

4. 操作方法に関するお問い合わせ先について

株主総会ポータルサイト及び議決権行使ウェブサイトの操作方法等がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、投資家、パートナー、借り手（レシー）のみなさまに航空機・船舶等の価値ある優良資産を対象とした魅力あるオペレーティング・リース商品の組成及び販売を行い、「100年企業への挑戦」の経営理念のもと、みなさまの持続的な成長に貢献できるよう事業に取り組んでおります。

当連結会計年度における国内経済は、デフレ経済完全脱却に向けた経済対策の進捗により、個人消費や設備投資がけん引する形で、緩やかな回復基調が見られました。

一方、海外経済につきましては、米国トランプ政権の関税の引き上げによる世界経済への影響や米国景気後退への不安、中国経済の減速、世界的な物価上昇等、当社グループを取り巻く経済環境は依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの事業領域である航空業界におきましては、各国主要航空会社の収益は順調に回復し、コロナ禍前の水準を上回り、成長軌道に乗りつつあります。一方で、燃料価格は安定的に推移しているものの、サプライチェーン問題による新造機デリバリーの遅れ、人材確保や継続的な環境対策への取り組み等により様々な面のコストが上昇基調にあり、多くの経営課題に取り組む必要があります。

また、もうひとつの事業領域である海運業界におきましては、中東情勢の影響により、迂回ルートでの航行を選択せざるを得ない状況は継続しており、幅広い船種において影響が出ているほか、米国による各国に向けた追加関税の実施により海上輸送に大きな影響を与えることが今後予想されることから、今後の動向については引き続き注視していく必要があります。

このような環境の中、商品組成においては、船舶ファイナンス世界大手のBNPパリバ銀行等、有力なアレンジャーとの協業やSBI新生銀行グループとの協業により、優良海運会社向けの船舶JOLCO商品やUAEエアライン大手エミレーツ航空向けの航空機JOLCO商品、北米エアライン大手デルタ航空や欧州エアライン大手エールフランス航空向けのJOL商品の組成を行う等、投資家にとって魅力ある商品の拡充に注力してまいりました。

商品販売においては、JOLCO商品は、商品在庫の積み上げを行い、多様な商品を安定的に供給できる体制の構築に努め、期初計画を大きく上回る販売実績となりました。一方、JOL商品については、為替相場の変動幅が極めて大きく、当初の想定よりも円安に推移した影響を受け、投資家の意思決定に時間を要する状況が続きました。その結果、販売計画に遅れが生じ、当初予想を下回る販売実績となりました。

また、当社は投資家向けに販売する目的で組成するJOL商品及びJOLCO商品の組成について、商品仕入及び一時的な立替出資を行っておりますが、必要な事業資金の調達には短期の銀行借入を中心に行っており、今後の事業基盤拡大のためには資金調達の多様化及び安定化が財務戦略上の課題となります。なお、当連結会計年度においては、当該課題に向けた取り組みとして、2025年2月に当社として初の公募普通社債50億円を

発行いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高41,916百万円（前連結会計年度比22.6%減）、営業利益6,728百万円（同26.7%増）、経常利益6,084百万円（同23.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4,388百万円（同27.3%増）となりました。

また、商品組成金額は317,597百万円（同12.8%増）、商品出資金等販売金額は103,621百万円（同22.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は28百万円で、その主なものは次のとおりであります。

(イ) 社用資産 3百万円

(ロ) ソフトウェア 25百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、主として金融機関からの借入金により資金調達を行ったほか、2025年2月に第1回無担保社債5,000百万円を発行いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 5 期 (2022年 3 月期)	第 6 期 (2023年 3 月期)	第 7 期 (2024年 3 月期)	第 8 期 (当連結会計年度) (2025年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	29,556	39,572	54,146	41,916
経 常 利 益 (百万円)	2,813	3,532	4,944	6,084
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	10,363	2,443	3,447	4,388
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	1,460.28	331.32	443.29	562.82
総 資 産 (百万円)	29,795	48,354	75,700	105,777
純 資 産 (百万円)	13,158	17,778	21,114	25,173
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,851.70	2,283.87	2,712.81	3,189.41

(注) 当社は、2022年6月27日開催の取締役会決議により、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 5 期 (2022年 3 月期)	第 6 期 (2023年 3 月期)	第 7 期 (2024年 3 月期)	第 8 期 (当事業年度) (2025年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	29,370	39,014	53,178	40,891
経 常 利 益 (百万円)	2,995	3,426	4,656	5,748
当 期 純 利 益 (百万円)	10,364	2,336	3,159	4,053
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	1,460.41	316.89	406.27	519.78
総 資 産 (百万円)	29,806	41,903	69,497	99,740
純 資 産 (百万円)	13,159	17,670	20,717	24,441
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,851.80	2,269.90	2,661.82	3,096.48

(注) 当社は、2022年6月27日開催の取締役会決議により、2022年7月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はS B I ノンバンクホールディングス株式会社で、当社の株式4,934,200株（議決権比率62.7%）を保有しております。S B I ノンバンクホールディングス株式会社は、S B I ホールディングス株式会社の完全子会社であり、S B I ホールディングス株式会社も当社の親会社に該当しております。

② 親会社との取引

当社はS B I ホールディングス株式会社と出向負担金・費用の立替払等の取引を行っております。当該取引につきましては、一般取引と同様に市場価格等を勘案して交渉し、取引内容及び条件の妥当性等について取締役会で審議の上、決定しております。なお、取締役会では当社の利益を害するものではないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
SBILS STAR MARITIME Co., Ltd.	2 百万円	100.0%	船舶のオペレーティング・リース

(注) 上記以外の非連結子会社211社は、主に匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であります。

(4) 対処すべき課題

①商品戦略

当社グループが安定的・継続的に事業成長するためには、引き続き国内外の経済金融情勢、為替変動、地政学的リスク等、事業上のリスクを考慮しつつ、多様な顧客ニーズに応え、付加価値の高いオペレーティング・リース商品を提供すべく、ラインナップを拡充しつつ、投資家にとって魅力ある商品の開発に絶えず取り組む必要があります。

JOLCO商品では、引き続き、投資家の多様なニーズに応えるべく、航空機案件や船舶・コンテナ案件、為替変動リスクに慎重な投資家に向けた円建て商品の組成に取り組むとともに、ゼネラルアビエーション事業の再強化等、商品ラインナップの更なる拡充及び市況の変化等に対応した柔軟な商品提供体制の構築を図ってまいります。また、引き続き、リース料収入による安定収益の機会も得られるJOL商品を手掛け、タックスマネジメントに対するニーズのみならず、実物資産投資に対するニーズを取り込むことで顧客基盤の拡大に注力してまいります。

②営業基盤の拡大

当社グループでは、地域金融機関、証券会社、税理士及び会計士等のパートナーと投資家紹介に係るビジネスマッチング契約を締結しております。当社グループの安定的・継続的事业成長のためには、有力パートナーとのビジネスマッチング契約数の拡大及びパートナーからの投資家紹介数の増加が必要となります。引き続き、新たな有力パートナーとの提携拡大や既存のパートナーとの関係深化を図ることにより、大口投資家へのアプローチを強化しつつ、一層の営業基盤の拡大に注力してまいります。

③資金調達の多様化及び安定化

当社グループの事業は、航空機・船舶等を中心としたJOLCO商品組成時における立替出資、JOL商品組成時における航空機等の仕入時には多額の資金を必要とします。そのため、当社グループの資金調達の多様化及び安定化は、複数案件の同時組成や大型案件の組成を可能とし、当社グループの事業成長に大きく影響してまいります。

当社グループは立替出資・仕入時には必要資金の大半を金融機関からの借入により調達していることから、取引金融機関との取引枠拡大や新規の金融機関との取引の獲得により、資金調達の安定化を目指してまいります。また、金融機関からの借入のみならず、コマーシャル・ペーパー、社債等の発行による調達等、資金調達の多様化も進めてまいります。

④プロフェッショナル人材の確保及び育成

当社グループの事業を支える優秀な人材の確保は、当社グループにとりまして最も重要な課題のひとつと考えております。当該事業を遂行するにあたり、高度な専門知識や経験が求められることから、オペレーティン

グ・リース取引に係る業界経験者やリースファンド営業経験者等の積極的な採用を行ってまいります。

加えて、プロフェッショナル人材層を厚くするとともに、継続的な教育研修制度の拡充や業務環境の整備を行うことで、従業員エンゲージメントを向上させるとともに人材の長期定着を図ってまいります。

⑤業務運営の安定化に向けたD X等への取り組み

当社グループの取り扱う商品は、組合契約満了までの期間が概ね10年程度と長期の運用期間となっているため、新たな商品の組成及び販売に伴い、期中管理等の業務量は増加してまいります。そのため、業務の効率化と更なる正確性向上を図り、業務運営を安定化させるために、積極的にD X等に取り組んでまいります。

⑥内部管理体制の強化

当社グループは、安定的・継続的事業成長に応じた、コーポレート・ガバナンスの強化や内部管理体制の充実が重要であるものと認識しており、内部統制システムの適切な運用と継続的な改善等により、内部管理体制の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、オペレーティング・リース事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社グループが提供する各サービスは以下の3つに細分しております。

事業区分	事業内容
オペレーティング・リース事業	ファンド事業
	ゼネラルアビエーション事業
	プリンシパルインベストメント事業

(6) 主要な営業所（2025年3月31日現在）

本社	東京都港区
大阪支店	大阪府大阪市北区
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
福岡支店	福岡県福岡市博多区

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58 (8) 名	5名増 (6名減)	42.0歳	2.9年

- (注) 1.従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2.当社グループはオペレーティング・リース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	10,000百万円
クレディ・アグリコル銀行	7,630百万円
三井住友信託銀行株式会社	5,000百万円
株式会社山陰合同銀行	4,636百万円
株式会社あおぞら銀行	4,000百万円
株式会社三井住友銀行	3,000百万円
株式会社SBI新生銀行	3,000百万円
株式会社東京スター銀行	3,000百万円

- (注) クレディ・アグリコル銀行、株式会社SBI新生銀行及び株式会社東京スター銀行からの借入額は、各行をアレンジャーとするシンジケートローン契約に基づく借入であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 28,000,000株

② 発行済株式の総数 7,878,800株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は102,000株増加しております。

③ 株主数 2,943名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
SBIノンバンクホールディングス株式会社	4,934,200株	62.63%
日本証券金融株式会社	250,200	3.18
NOMURA PB NOMINEES LIMITED DOMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	166,000	2.11
株式会社オートパンサー	165,600	2.10
大田宣明	152,200	1.93
楽天証券株式会社	94,200	1.20
東京短資株式会社	78,000	0.99
野村證券株式会社	75,417	0.96
松井証券株式会社	69,500	0.88
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MIL MFE	66,857	0.85

(注) 持株比率は自己株式(74株)を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長	佐 藤 公 平	
取 締 役 副 社 長	階 戸 雅 博	事業開発本部長
常 務 取 締 役	吉 原 寛	管理本部長
常 務 取 締 役	鈴 木 治	営業本部長
取 締 役	真 鍋 修 平	経理・財務担当
取 締 役	栗 野 公 一 郎	弁護士（村田・若槻法律事務所）
取 締 役	西 堀 耕 二	公認会計士・税理士（西堀公認会計士事務所所長） 世紀株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	松 下 俊 一	
監 査 役	林 清 隆	アンジェス株式会社 社外監査役
監 査 役	青 木 泰 岳	公認会計士・税理士（青木泰岳公認会計士・税理士事務所所長）

- (注) 1. 取締役栗野公一郎氏及び取締役西堀耕二氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役松下俊一氏及び監査役青木泰岳氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役松下俊一氏は、金融機関・シンクタンク等の就業を通じて金融分野における豊富な経験と幅広い見識を有しております。
4. 監査役青木泰岳氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する高度の専門性、豊富な経験及び高い見識を有しております。
5. 2024年6月25日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって、田中孝広氏は監査役を辞任いたしました。
6. 当社は、社外取締役栗野公一郎氏及び西堀耕二氏並びに社外監査役青木泰岳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

イ. 社外取締役の責任限定契約

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

ロ. 監査役の責任限定契約

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求がなされた場合において被保険者が被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用等が填補されます。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を役員報酬規程において定めており、その内容は次のとおりであります。なお、業績連動報酬及び非金銭報酬は採用していません。

取締役の報酬等は、月払いの基本報酬及びその都度支給時期が決定される賞与で構成されています。株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、基本報酬については従業員給与の最高額、過去の同順位の役員の支給実績、役員報酬の世間相場、会社の業績等への貢献度、就任の事情その他の事情を勘案し、賞与については役員個々の職務執行状況をもとに、取締役会にて決定いたします。ただし、取締役会が代表取締役に決定を一任した場合は、代表取締役がこれを決定いたします。当社においては、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容につき、2024年6月25日に開催された取締役会において代表取締役会長兼社長佐藤公平にその決定を一任することを決議しており、委任を受けた代表取締役会長兼社長佐藤公平が、上記決定方針に基づき決定しております。代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が上記の決定方針と整合していることから、上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の報酬等については、役員報酬規程において、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定することとしております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百 万 円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対 象 と な る 役 員 の 員 数 (名)
		固定報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	164 (9)	120 (9)	—	43 (—)	—	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	15 (12)	15 (12)	—	—	—	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	180 (21)	136 (21)	—	43 (—)	—	10 (4)

(注) 1. 上表には、2024年6月25日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって退任した無報酬の監査役1名を除いております。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、2023年6月26日開催の第6期定時株主総会の決議により、年額200百万円以内(うち社外取締役分15百万円以内)としております。なお、当該株主総会終結時点における取締役の員数は7名(うち社外取締役2名)です。また、監査役の報酬限度額は、2021年12月24日にあったものとみなされた株主総会の決議により、年額20百万円以内としております。なお、当該株主総会終結時点における監査役の員数は3名(うち社外監査役2名)です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	兼務先と当社との関係
取締役	栗 野 公 一 郎	弁護士(村田・若槻法律事務所)	特別な関係はありません。
取締役	西 堀 耕 二	公認会計士・税理士(西堀公認会計士事務所所長) 世紀株式会社 社外監査役	特別な関係はありません。
監査役	松 下 俊 一	—	—
監査役	青 木 泰 岳	公認会計士・税理士(青木泰岳公認会計士・税理士事務所所長)	特別な関係はありません。

(注) 社外監査役松下俊一氏は、当社の常勤監査役であり、兼職先等はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	栗 野 公 一 郎	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回に出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では、当該視点から積極的に意見を述べており、特に法務及びコンプライアンス分野について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	西 堀 耕 二	当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回に出席いたしました。 主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会では、当該視点から積極的に意見を述べており、特に財務及び会計並びに税務分野について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	松 下 俊 一	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回、監査役会8回のうち8回に出席し、金融分野における豊富な経験や実績と幅広い見識から、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	青 木 泰 岳	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回、監査役会8回のうち8回に出席し、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
流 動 資 産	94,742	流 動 負 債	70,806
現 金 及 び 預 金	8,936	短 期 借 入 金	51,000
営 業 未 収 入 金	937	コマーシャル・ペーパー	3,000
前 渡 金	6,446	1年内返済予定の長期借入金	8,632
商 品 出 資 金	51,778	未 払 金	377
販 売 用 航 空 機 等	25,488	未 払 法 人 税 等	1,898
そ の 他	1,156	契 約 負 債	4,960
		賞 与 引 当 金	174
		そ の 他	763
固 定 資 産	11,034	固 定 負 債	9,798
有 形 固 定 資 産	7,571	社 債	5,000
賃 貸 資 産	7,511	長 期 借 入 金	4,770
賃 貸 資 産	7,511	資 産 除 去 債 務	27
社 用 資 産	60		
建 物 附 属 設 備	56		
工 具、器 具 及 び 備 品	3		
無 形 固 定 資 産	257	負 債 合 計	80,604
の れ ん	204	【 純 資 産 の 部 】	
ソ フ ト ウ エ ア	52	株 主 資 本	24,971
投 資 そ の 他 の 資 産	3,205	資 本 金	1,150
関 係 会 社 株 式	344	資 本 剰 余 金	4,031
関 係 会 社 出 資 金	117	利 益 剰 余 金	19,789
繰 延 税 金 資 産	2,633	自 己 株 式	△0
そ の 他	109	その他の包括利益累計額	156
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	156
		新 株 予 約 権	44
		純 資 産 合 計	25,173
資 産 合 計	105,777	負 債 純 資 産 合 計	105,777

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		41,916
売上原価		31,462
売上総利益		10,454
販売費及び一般管理費		3,725
営業利益		6,728
営業外収益		
受取利息及び配当金	7	
商品出資金売却益	438	
その他の	1	447
営業外費用		
支払利息	877	
支払手数料	155	
社債発行費	26	
為替差損	31	1,091
経常利益		6,084
特別損失		
関係会社株式評価損	18	18
税金等調整前当期純利益		6,065
法人税、住民税及び事業税	2,651	
法人税等調整額	△974	1,676
当期純利益		4,388
親会社株主に帰属する当期純利益		4,388

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
流 動 資 産	93,687	流 動 負 債	70,271
現金及び預金	7,867	短期借入金	51,000
営業未収入金	937	コマーシャル・ペーパー	3,000
前 渡 金	6,446	1年内返済予定の長期借入金	8,130
商品出資金	51,778	未 払 金	377
販売用航空機等	25,488	未払法人税等	1,898
その他の	1,169	契約負債	4,960
		賞与引当金	174
		その他の	730
固 定 資 産	6,052	固 定 負 債	5,027
有形固定資産	893	社 債	5,000
賃貸資産	833	資産除去債務	27
賃貸資産	833		
社用資産	60		
建物附属設備	56		
工具、器具及び備品	3		
無形固定資産	257	負 債 合 計	75,299
の れ ん	204	【 純 資 産 の 部 】	
ソフトウェア	52	株 主 資 本	24,239
投資その他の資産	4,901	資 本 金	1,150
関係会社株式	346	資 本 剰 余 金	4,031
関係会社出資金	117	資 本 準 備 金	1,150
関係会社長期貸付金	1,712	その他資本剰余金	2,880
繰延税金資産	2,633	利 益 剰 余 金	19,057
その他の	91	その他利益剰余金	19,057
		繰越利益剰余金	19,057
		自 己 株 式	△0
		評価・換算差額等	156
		繰延ヘッジ損益	156
		新株予約権	44
		純 資 産 合 計	24,441
資 産 合 計	99,740	負 債 純 資 産 合 計	99,740

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		40,891
売 上 原 価		30,887
売 上 総 利 益		10,003
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,724
営 業 利 益		6,278
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	50	
商 品 出 資 金 売 却 益	438	
そ の 他	1	489
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	822	
支 払 手 数 料	142	
社 債 発 行 費	26	
為 替 差 損	28	1,019
経 常 利 益		5,748
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	18	18
税 引 前 当 期 純 利 益		5,729
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,651	
法 人 税 等 調 整 額	△974	1,676
当 期 純 利 益		4,053

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

S B I リーシングサービス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤	映
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 寛	照 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S B I リーシングサービス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B I リーシングサービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

SBIリーシングサービス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋藤 映
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田 寛 照 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SBIリーシングサービス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

SBIリーシングサービス株式会社 監査役会

常 勤 社 外 監 査 役 松 下 俊 一 ㊟

社 外 監 査 役 青 木 泰 岳 ㊟

監 査 役 林 清 隆 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ 氏 り が な 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	さ 佐 とう 藤 こう 公 へい 平 (1961年4月18日)	1984年4月 野村證券株式会社 入社	4,800株
		2003年4月 同社 企業金融三部長	
		2005年7月 野村ホールディングス株式会社 経営企画部長	
		2007年4月 野村證券株式会社 執行役企業金融担当	
		2009年4月 同社 監査特命取締役	
		2011年4月 同社 常務執行役員大阪駐在	
		2013年4月 野村パブコックアンドブラウン株式会社 代表取締役社長	
		2018年6月 株式会社野村総合研究所 常勤監査役	
		2022年9月 SBIホールディングス株式会社 顧問（常勤）	
		2023年5月 当社顧問（常勤）	
2023年6月 当社代表取締役会長兼社長（現任）			
【取締役候補者とした理由】 佐藤公平氏は、オペレーティング・リース業界での豊富な知見及びマネジメント経験を有しており、2023年6月から当社代表取締役会長兼社長として当社グループの経営において重要な役割を果たしております。また、リスク管理体制を含む経営全般に関する幅広い見識と豊富な経験を有しており、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。			
2	かい 階 と 戸 まさ 雅 ひろ 博 (1973年3月21日)	1995年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行	24,000株
		1999年10月 通商産業省（現 経済産業省）出向	
		2005年11月 イー・トレード証券株式会社（現 株式会社SBI証券）入社	
		2010年5月 株式会社SBI証券 執行役員商品部長	
		2012年6月 SBIマネープラザ株式会社 取締役	
		2014年4月 同社 取締役執行役員常務	
		2017年4月 当社代表取締役社長	
		2020年4月 当社取締役副社長（現任）	
		2024年4月 当社事業開発本部長（現任）	
		【取締役候補者とした理由】 階戸雅博氏は、当社取締役副社長を務め、当社グループ事業の成長に大きく貢献するなどの実績があり、経営全般に関する幅広い見識と豊富な経験を有しております。また、金融分野全般における豊富な経験を有し、今後も当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	よし はら ひろし 吉 原 寛 (1963年10月21日)	1987年4月 野村證券株式会社 入社 2013年4月 同社 公開引受部長 2015年4月 同社 公共法人部長 2017年4月 野村バブcockアンドブラウン株式会社コーポレート統括部長 2020年10月 当社取締役管理本部長 2023年2月 当社取締役管理本部長 兼 リスクマネジメント部長 2024年6月 当社常務取締役管理本部長（現任）	20,000株
		【取締役候補者とした理由】 吉原寛氏は、2020年10月から当社取締役管理本部長として当社グループの管理全般において重要な役割を果たしております。また、経営全般に関する幅広い見識と豊富な経験を有しており、今後も当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。	
4	すず き おさむ 鈴 木 治 (1963年1月18日)	1988年4月 日本電信電話株式会社入社 1990年3月 同社退職 1990年4月 野村バブcockアンドブラウン株式会社入社 2013年7月 同社 国際投資部部長 2019年3月 同社 執行役員 2021年3月 同社退職 2021年4月 三井住友ファイナンス&リース株式会社入社 2021年4月 同社 参与 2022年4月 同社 執行役員 2023年9月 同社退職 2023年11月 当社入社 2023年11月 当社執行役員常務 営業副本部長 2024年4月 当社執行役員常務 営業本部長 2024年6月 当社常務取締役営業本部長（現任）	一株
		【取締役候補者とした理由】 鈴木治氏は、オペレーティング・リースファンド業務に関する豊富な経験に加え、金融分野全般についての深い知見並びにマネジメント経験を有しており、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	ま なべ しゅう へい 真 鍋 修 平 (1965年2月6日)	1988年4月 芙蓉総合リース株式会社 入社 2000年4月 ウェブリース株式会社（現 三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス株式会社）入社 2002年3月 ＳＢＩリース株式会社 取締役管理部長（現 三井住友トラス ト・パナソニックファイナンス株式会社） 2008年6月 同社 代表取締役（現 三井住友トラスト・パナソニックファ イナンス株式会社） 2018年3月 当社取締役（現任）	1,000株
		【取締役候補者とした理由】 真鍋修平氏は、当社取締役就任時より当社の経営戦略を経理・財務面から支えてまいりました。特に、財務及び会計分野における相当の専門性に加え、高い倫理観を有しております。今後も当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。	
6	あわ の こういち ろう 栗 野 公 一 郎 (1982年5月18日)	2010年1月 西内・加々美法律事務所入所 2015年10月 村田・若槻法律事務所入所（現任） 2021年12月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士（村田・若槻法律事務所）	一株
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 栗野公一郎氏は、弁護士としての豊富な経験と企業法務に関する専門的かつ高度な知見と高い倫理観を有しております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、引き続き当該知見を活かして特に法務・コンプライアンス分野において専門的かつ独立した観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことにより、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を期待できると判断したため、引き続き同氏を社外取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
7	にし ぼり こう じ 西 堀 耕 二 (1955年12月29日)	1979年4月 監査法人太田哲三事務所（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1981年12月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ共同事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 1989年9月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ ロンドン事務所（税務）出向 1993年6月 勝島敏明税理士事務所（現 デロイトトーマツ税理士法人）パートナー 就任 1995年8月 ロンドンの出向先より帰任 2000年6月 税理士法人トーマツ（現 デロイトトーマツ税理士法人）代表社員 就任 2004年6月 同東京事務所法人総合部門長 就任 2010年10月 同東京事務所所長 就任 2010年11月 同理事長 就任 2013年9月 同理事長 退任 2013年10月 同シニア・アドバイザー・パートナー 就任 2014年11月 税理士法人トーマツ社員脱退とともに退職 2014年12月 同 シニアアドバイザー 就任 2015年6月 同 シニアアドバイザー 退任 2015年12月 F-Power 株式会社社外監査役就任 2016年6月 世紀株式会社社外監査役就任（現任） 2018年6月 社会福祉法人こころみる会監事就任（現任） 2022年3月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士・税理士（西堀公認会計士事務所所長） 世紀株式会社 社外監査役	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 西堀耕二氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計並びに税務に関する高度な専門性、豊富な経験及び高い見識を有しております。引き続き当該知見を活かして特に財務及び会計並びに税務分野において専門的かつ独立した観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことにより、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を期待できると判断したため、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 栗野公一郎氏及び西堀耕二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 栗野公一郎氏及び西堀耕二氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって栗野公一郎氏が約3年6か月、西堀耕二氏が約3年4か月となります。
4. 当社は、栗野公一郎氏及び西堀耕二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、栗野公一郎氏及び西堀耕二氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求がなされた場合における被保険者の法律上の損害賠償金及び訴訟費用等が填補されます（株主代表訴訟の場合を含む）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、栗野公一郎氏及び西堀耕二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

<取締役>候補者のスキル・マトリックス

候補者 番号	氏名	経営/事 業戦略	業界経験	財務/会 計	法務/コ ンプライ アンス	営業/マー ケティング グ	グローバ ル経験
1	佐 藤 公 平	○	○		○	○	
2	階 戸 雅 博	○	○	○		○	○
3	吉 原 寛	○	○		○		
4	鈴 木 治	○	○			○	
5	真 鍋 修 平	○	○	○			
6	栗 野 公一郎				○		
7	西 堀 耕 二	○		○			○

※上記スキルは保有するスキルの一部であり、すべての知見や経験を表すものではありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役松下俊一氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の補充選任をお願いするものであります。

なお、選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 (重 要 な 社 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式の数
かみ やま さとし 神 山 聡 (1961年4月2日) 【新 任】	1985年 4 月 野村證券株式会社入社 1993年12月 同社 資本市場部 2005年 7 月 同社 シンジケート部 2007年 7 月 同社 インターナル・オーディット部 2013年12月 野村信託銀行株式会社 内部監査部長 2020年 4 月 野村證券株式会社 検査部 2024年 4 月 同社 コンプライアンス・モニタリング部 2025年 5 月 同社退職	一株
【社外監査役候補者とした理由】 神山聡氏を社外監査役候補者とした理由は、証券会社における長年の経験があり、また、信託銀行ではマネジメントを経験するなど、金融機関等での幅広い豊富な実務経験と高い倫理観を有しており、これまでの豊富な経験と幅広い見識を活かし、社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためです。 なお、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 神山聡氏は、社外監査役候補であります。
3. 神山聡氏が選任され就任した場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求がなされた場合における被保険者の法律上の損害賠償金及び訴訟費用等が填補されます（株主代表訴訟の場合を含む）。神山聡氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役 1 名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役 1 名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式の数
村上由樹 (1981年 8 月 21 日)	2007年 1 月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2010年 7 月 公認会計士登録 2010年10月 税理士法人トーマツ（現 デロイトトーマツ税理士法人）出向 2012年 7 月 有限責任監査法人トーマツ帰任 2021年 4 月 有限責任監査法人トーマツ退所 2021年 4 月 村上由樹公認会計士事務所設立 2021年 4 月 MGPコンサルティング 合同会社設立代表社員(現任) 2021年 7 月 税理士登録 2021年 7 月 村上由樹公認会計士事務所・税理士事務所 2024年 4 月 海南監査法人社員（現任） 2025年 3 月 税理士登録抹消、村上由樹公認会計士事務所（現任）	一株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 村上由樹氏は、公認会計士としての豊富な経験と会計・税務全般に関する専門的な知見を有しております。その専門的な知見を活かし、当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、同氏を補欠の社外監査役候補者いたしました。 なお、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村上由樹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 村上由樹氏が監査役に就任した場合には、当社は、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第 1 項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求がなされた場合における被保険者の法律上の損害賠償金及び訴訟費用等が填補されます（株主代表訴訟の場合を含む）。村上由樹氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 村上由樹氏には、補欠監査役の報酬として一定額を支払う予定であります。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2023年6月26日開催の第6期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分15百万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額350百万円以内（うち社外取締役分15百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、取締役の員数に変更はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
グランドコンファレンスセンター ROOM A



〈交通のご案内〉

最寄り駅 南北線「六本木一丁目」駅直結（西改札口をご利用ください。）

なお、お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

